

事 務 連 絡  
令和元年 6 月 18 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

保険医療機関等がプレミアム付商品券の取扱事業者となる上での  
留意点について

平素より、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費税・地方消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）が、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間で市町村等の定める期間において、使用可能となります。

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）が商品券の取扱事業者となる上での留意点については、別添（「プレミアム付商品券事業について」（令和元年 6 月 17 付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）及び「プレミアム付き商品券事業について」（令和元年 6 月 17 付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡））の内容に加え、以下のとおりですので、別紙関係団体におかれましては、御了知いただくとともに、関係者に周知を図られますようご協力方お願いいたします。

記

保険医療機関等における一部負担金等の受領に当たっては、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 5 条及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 4 条に規定する額の支払を受けることとされています。

商品券による支払についてはお釣りが出ないこととされているため、商品券によって一部負担金等の支払を受ける際には、一部負担金等の額を超える額面の商品券を受領しないようにしてください。

例：一部負担金等が 900 円の場合、500 円の商品券 2 枚ではなく、500 円の商品券 1 枚と現金 400 円を受け取っていただく必要があります。

以上